❸ 外国法共同事業による提携関係の状況

外国法共同事業とは，外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするものをいう（外弁法第２条第 15 号）。外国法共同事業を営もうとする外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対し、日弁連に対する届出義務が課されている（外弁法第 49 条の３、同第 50 条の 13）。2019 年４月１日現在の届出状況は以下のとおりである。

資料1-4-3　外国法共同事業による提携関係の状況

（共同事業の届出順・2019 年４月１日現在）（単位：人）

外国法事務弁護士事務所名	弁護士事務所名	弁護士数（内女性数）	法人数	外弁数（内女性数）	外弁法人数	被雇用弁護士数	被雇用外弁数
フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー外国法事務弁護士事務所	フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所	2（1）		1		7	4
外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所	1		1		6	
ホワイト＆ケース外国法事務弁護士事務所	ホワイト＆ケース法律事務所	5（1）		7		20	3
スキャデン・アープス外国法事務弁護士事務所	スキャデン・アープス法律事務所	2		2		4	1
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業	クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業	3		4（2）		26	3
外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ	4（1）		2		15	1
オリック・ヘリントン・アンド・サトクリフ外国法事務弁護士事務所	オリック東京法律事務所・外国法共同事業	5（1）		2		12	2
アシャースト法律事務所・外国法共同事業	アシャースト法律事務所・外国法共同事業	1		1		4	5
外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所	外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所	4（1）		4		19	4
レイサムアンドワトキンス外国法共同事業法律事務所	レイサムアンドワトキンス外国法共同事業法律事務所	2（1）		2		1	2
モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所	伊藤見富法律事務所	3		2（1）		5	
モルガン・ルイス・アンド・バッキアス外国法事務弁護士事務所	TMI 総合法律事務所	6（1）		1		3	
北浜法律事務所・外国法共同事業	北浜法律事務所・外国法共同事業	13（2）	1	1		70	1
サリヴァンアンドクロムウェル外国法共同事業法律事務所	サリヴァンアンドクロムウェル外国法共同事業法律事務所	1		1		1	
アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所	1		1		4	3
ベーカー＆マッケンジー法律事務所外国法共同事業	ベーカー＆マッケンジー法律事務所外国法共同事業	28（3）		14（1）		75	4
西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業	西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業	1		1		6	1
ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所	ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所	3（1）		3（1）			
ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業	ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業	1		1			4
東京赤坂法律事務所・外国法共同事業	東京赤坂法律事務所・外国法共同事業	2		1		1	
アーキス外国法共同事業法律事務所	TMI 総合法律事務所	7		1		1	1
アーキス外国法共同事業法律事務所	アーキス外国法共同事業法律事務所	1		1		2	1
K ＆ L Gates 外国法共同事業法律事務所	K ＆ L Gates 外国法共同事業法律事務所	4		5		4	1
日本際通外国法事務弁護士事務所	弁護士法人赤坂法律事務所	0	1	1		1	
神戸セジョン外国法共同事業法律事務所	神戸セジョン外国法共同事業法律事務所	3		1			
ヤンセン外国法事務弁護士事務所	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業	8（4）	1	1		121	6
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業	0	1	3		119	
スクワイヤ外国法共同事業法律事務所	スクワイヤ外国法共同事業法律事務所	5		4		12	1

外国法事務弁護士事務所名	弁護士事務所名	弁護士数（内女性数）	法人数	外弁数（内女性数）	外弁法人数	被雇用弁護士数	被雇用外弁数
世澤外国法事務弁護士事務所	虎門中央法律事務所	1		1		16	
モルガン・ルイス・アンド・バッキアス外国法事務弁護士事務所	モルガン・ルイス・アンド・バッキアス法律事務所	1（1）		1		5	3
シクマ外国法事務弁護士事務所	髙木法律事務所	1		1			
サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業	サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業	1		1			
ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所・外国法共同事業	ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピットマン法律事務所・外国法共同事業	1		1		2	4
デビボイス・アンド・プリンプトン外国法共同事業法律事務所	デビボイス・アンド・プリンプトン外国法共同事業法律事務所	1（1）		1			
奥野総合法律事務所・外国法共同事業	弁護士法人奥野総合法律事務所	0	1	1		25	
ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業	ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業	1		2		3	1
King & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業	King & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業	2		1		4	
大成外国法事務弁護士事務所	ベリーベスト弁護士法人	0	1	1（1）		52	
沙門外国法事務弁護士法人	沙門外国法共同事業法律事務所	1		0	1		
ウィザーズ外国法事務弁護士法人	ウィザーズ弁護士法人	0	1	0	1	5	4
シモンズ・アンド・シモンズ外国法事務弁護士事務所	TMI 総合法律事務所	18（1）		1		2	
世民外国法事務弁護士事務所	露木・赤澤法律事務所	1		1			
	合計	145（20）	7	82（6）	2	653	60

【注】1. 弁護士数とは、外国法共同事業を営む弁護士の人数。
2. 法人数とは、外国法共同事業を営む弁護士法人の数。
3. 外弁数とは、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の人数。
4. 外弁法人数とは、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の数。
5. 被雇用弁護士数とは、外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が雇用する弁護士の人数（弁護士法人の社員を含む）。
6. 被雇用外弁数とは、外国法共同事業に係る弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が雇用する外国法事務弁護士の人数（外国法事務弁護士法人の社員を含む）。
7. 登録取消しをしている者、事務所を変更していることが明かな者については、雇用終了届が出ていない場合であっても、雇用が終了した者とみなして集計した。

4 外国法事務弁護士法人の現状

外国法事務弁護士法人とは、外国法事務弁護士のみが社員となり（外弁法第 50 条の 4）、外国法に関する法律事務を行う（外弁法第 50 条の 5）法人である。これまで、外国法事務弁護士は、法人を設立することができなかったが、外弁法の一部改正（2016 年 3 月 1 日施行）が行われ、法人の設立が可能となった。

2018 年 4 月から 2019 年 3 月までに設立された外国法事務弁護士法人は 3 法人である。2019 年 4 月 1 日現在の全国の外国法事務弁護士法人数は 8 法人である。

設立された年度別及び所属弁護士会別の法人会員数は、以下のとおりである。

資料1-4-4 年度別外国法事務弁護士法人設立件数、外国法事務弁護士法人所属の社員数、使用人数の推移

年　度	2016	2017	2018
法人設立件数	5	0	3
法人数	5	5	8
社員数（人）	5	5	8
使用人数（人）	0	0	3

資料1-4-5 所属弁護士会別外国法事務弁護士法人会員数

（単位：法人）

年　度	2016	2017	2018
東京	0	0	1
第一東京	2	1	1
第二東京	2	3	4
神奈川県	0	0	1
兵庫県	1	1	1
合　計	5	5	8

【注】2019 年 3 月 31 日までの届出に基づくものである。